

基本方針について

1 基本方針

- (1) 学校給食の充実を図ります。
- (2) 学校給食を効率的・効果的に運営します。
- (3) 学校給食施設を計画的に整備します。

2 学校給食を適切に実施するための役割

(1) 市の役割

学校給食施設及び設備の修繕に要する経費，学校給食を運営するのに必要な人件費や光熱水費を負担します。

また，学校給食の献立作成及び安全な物資の購入を行います。

(2) 学校の役割

保護者が納入する学校給食費を管理し，学校給食を通じて「食」に対する指導を行います。

保護者に対しては，「給食だより」等で周知を図り，食育の推進に努めます。

(3) 保護者の役割

学校給食費(食材料費及び食事内容に付帯する消耗品費)を納入します。

家庭では，給食と連携した食事の提供や「食」に対するしつけを行います。

(4) 生産者・納入者の役割

地産地消を進め，新鮮で安全・安心な食材を提供します。